

## 「ご使用水量等のお知らせ」広告主募集について

下記のとおり広告を掲載する事業者を募集します。

### 募集概要

掲載場所	水道メーター検針票「ご使用水量等のお知らせ」裏面広告欄
広告掲載期間	令和6年7月1日（月）～令和6年12月31日（火）（6か月）
配布回数	1世帯・事業所あたり3回（2か月に1回の水道検針の都度）
配布実績	延べ約179万枚（令和4年7月～令和4年12月実績）
広告の規格	検針票裏面広告掲載スペース（縦9.0cm × 横6.3cm） もしくはその1/2（縦4.5cm × 横6.3cm）
広告掲載料	下記広告料金表に記載のとおり <u>「ご使用水量等のお知らせ」広告料金表</u>
申込方法	下記申込書及び広告見本を郵送または持参の方法にて申込 <u>「ご使用水量等のお知らせ」広告申込書</u>
申込締切	令和6年2月16日（金）
申込後の流れ	申込をいただいた内容について審査を行い、水道局より承認を受けた広告については、令和6年4月下旬までに「福岡市水道局検針票広告承認のお知らせ」にて通知します。 また、掲載広告の原稿についても、令和6年4月下旬までにご提出いただく予定です。
その他	申込にあたっては、下記広告掲載基準を必ずお読みください。 <u>「ご使用水量等のお知らせ」広告掲載基準</u>
問い合わせ先	（公財）福岡市水道サービス公社管理課 担当：羽田、南 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目28-15 水道局本館2階 TEL 092-471-5907/FAX 092-471-5502

「ご使用水量等のお知らせ」広告料金表

(消費税込み)

印刷色	掲載スペース	掲載期間	広告料金
1色刷り (青)	2分の1 (縦4.5cm×横6.3cm)	6か月	150,000円
		12か月	300,000円
	全スペース (縦9.0cm×横6.3cm)	6か月	300,000円
		12か月	600,000円
2色刷り (青・赤) 又は (青・緑)	2分の1 (縦4.5cm×横6.3cm)	6か月	200,000円
		12か月	400,000円
	全スペース (縦9.0cm×横6.3cm)	6か月	400,000円
		12か月	800,000円
3色刷り (青・赤・緑)	2分の1 (縦4.5cm×横6.3cm)	6か月	250,000円
		12か月	500,000円
	全スペース (縦9.0cm×横6.3cm)	6か月	500,000円
		12か月	1,000,000円

# 「ご使用水量等のお知らせ」 広告申込書

令和 年 月 日

(あて先)

(公財) 福岡市水道サービス公社理事長

(広告申込者)

御住所

法人名

代表者

御担当者

TEL

印

福岡市水道局「ご使用水量等のお知らせ」有料広告につきまして、下記により広告掲載の申込みをします。

## 記

広告掲載物	水道ご使用水量等のお知らせの裏面
広告掲載期間	6か月
広告掲載開始時期	令和6年7月から
使用色数	
掲載スペース	
広告掲載内容	
(1) 広告の内容	
(2) 広告の見本	別添
広告料金	(消費税及び地方消費税相当額を含む)

## 「ご使用水量等のお知らせ」広告掲載基準

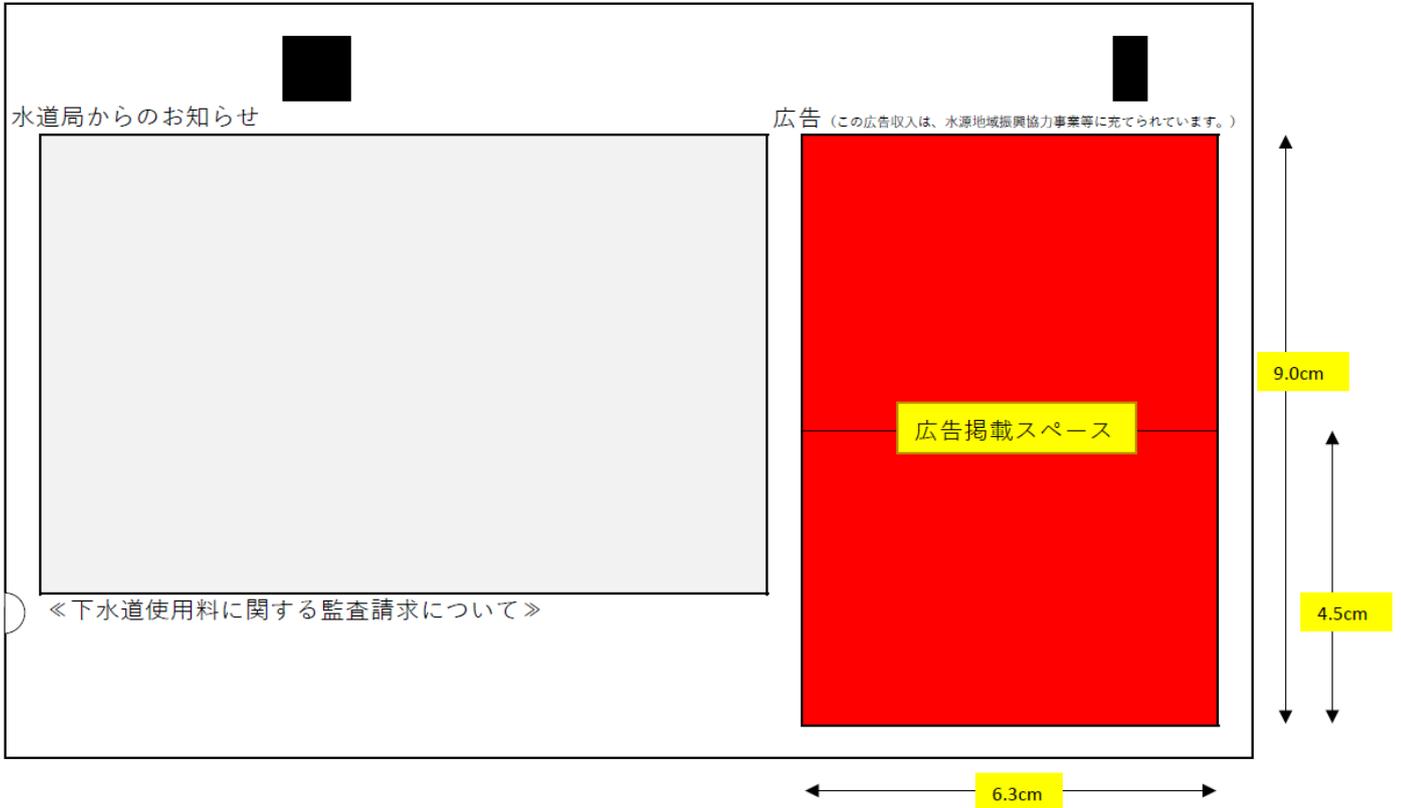
(福岡市水道局「ご使用水量等のお知らせ」有料広告に関する要綱より抜粋)

- 1 検針票裏面に掲載できる広告内容は、次の各号に掲げるものとする。ただし、特定の業者の営業情報など、あたかも局が奨励しているかのような誤解を与えるおそれがあるものは除く。
  - (1) 本市水道事業の運営に関連する情報で、水道事業への理解と信頼を深めるもの又はお客さまサービスの向上に寄与するもの。
  - (2) 本市又は本市関連法人（地方自治法第221条第3項に規定する法人）が実施（主催、共催、協賛又は負担等）する事業に関するもの。
  - (3) 前各号に定めるもののほか、水道事業管理者が特に必要と認めたもの。
- 2 前項第1号は、同項第2号及び同項第3号に対して優先的に取り扱うものとする。

# 「ご使用水量等のお知らせ」 有料広告のご案内

1 令和6年度より広告の規格(サイズ)が変わります。

【裏面】



## 2 過去広告の例(平成24年度) ※令和6年広告は上記規格による

【表】

### ご使用水量等のお知らせ

お客さま番号

平成 年 月 検計分

口径(mm)	用途	下水道ご使用状況	下水道使用料算定根拠		
前回検計日	今回検計日	お支払い方法	振替日・納期限		
月 日 月 日	月 日 月 日		月 日		
戸数換算(共同住宅等)の場合の料金対象戸数等					
入居戸数・事業場数		口径ごとの内訳(戸数・事業場数)			
		13mm	20mm	25mm	40mm 50mm
今回指針 <span style="float: right;">m</span>					
(-) 前回指針 <span style="float: right;">m</span>					
(+) 取替水量 <span style="float: right;">m</span>					
<b>今回ご使用水量</b>		<b>日間</b>		<b>m</b>	
水道料金(円)		( )		( )	
下水道使用料(円)		( )		( )	
<b>合計金額(円)</b>		( )		( )	
参考					
前回ご使用水量		m			
昨年同月ご使用水量		m			
備考					
福岡市水道局 (お問い合わせ先) 福岡市水道料金等算定収納事務受託者 (財)福岡市水道サービス会社					
検計員					
お問い合わせなどは営業時間内(月曜日～金曜日の午前9時～午後5時)にお願います。 メーターの検針は2か月ごとに伺います。					

### 水道料金等領収書

(口座振替・自動払込用)

様

平成 年 月 検計分

お客さま番号

振替日

水道料金(円) ( )

下水道使用料(円) ( )

**合計金額(円)** ( )

ご使用水量 m

上記のとおり領収しました。 福岡市水道事業管理者

【裏】

### ◎料金等に関するお問い合わせは…

お住まいの区の営業所へ  
※営業所へのお電話は、「お客さまセンター」で受け付けています。

営業時間	お住まいの区	営業所	電話
月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土・日・祝・年終納 税除く)	東 区	東 営業所	641-4875
	博多区	博多営業所	441-1491
	中央区	中央営業所	521-6155
	南 区	南 営業所	541-4131
	城南区	城南営業所	831-1311
	早良区	早良営業所	831-1221
	西 区	西 営業所	882-1311

- ◎メーターの検針は2か月ごとに伺います。
  - ◎お引越して水道の使用を中止される場合は、転出の4日前までにご連絡ください。
  - ◎一括検針共同住宅で、入居戸数等に変更があった場合は料金が変わりますので、速やかにお届けください。  
連絡先 お客さまセンター (電話 532-1010)  
(FAX 533-7370)
- 受付時間：月曜日～金曜日 8:45～17:30  
土曜日 9:00～17:00  
※日曜日・祝日・年末年始は受け付けておりません。

### 消費者トラブルで困ったら

## 092-781-0999

相談時間 月曜日～金曜日 9時～17時  
第2・4土曜日 10時～16時

### 福岡市消費生活センター

福岡市消費生活 検索

宅地内の水まわり調査・修繕(有料) (広告掲載)

### 給排水メンテナンスセンター

運営：福岡市管工事協同組合

年中無休 0120-1132-55

24時間受付 イイミス ゴーゴ

市外からは 092-525-3800

この広告収入は、水源地域振興協力事業等に充てられています。 H24.6

このお知らせ票で集金することはありません。  
金額欄の( )内は、うち消費税及び地方消費税相当額です。